

あさがお 利用料金

(1) 介護保険対象分費用

地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型個室)のサービス料に係る入居者負担金額です。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たりの利用料金	6,250円	6,910円	7,620円	8,280円	8,940円
1日当たりの自己負担額(1割負担)	625円	691円	762円	828円	894円
1ヵ月(30日)あたりの自己負担額	18,750円	20,730円	22,860円	24,840円	26,820円

(2) 加算分の費用

加算の算定は、職員の体制、サービスの提供状況により算定項目が変更になります。

入居者負担額です。

加算項目	内 容	自己負担額
日常生活支援加算	認知症高齢者が一定割合以上入所しており、かつ、介護福祉士を一定以上配置している場合	46円 (1日につき)
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合	12円 (1日につき)
看護体制加算(Ⅱ)	一定以上の看護職員を配置している場合	23円 (1日につき)
個別機能訓練加算	機能訓練指導員により機能訓練を行った場合	12円 (1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症患者を受入れ利用者ごとに個別の担当者を配置している場合	120円 (1日につき)
精神科医療用指導加算	精神科を担当する医師により療養指導が月2回行われている場合	5円 (1日につき)
外泊時費用	病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合	246円(月6日 限度1日につき)
初期加算	入所日から30日以内の期間 入院後の再入所も同様	30円 (1日につき)
退所前訪問相談機能加算	利用者が退居後生活をする居宅を訪問し、相談援助を行った場合	460円 (1回につき)
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合	460円 (1回につき)
退所時相談援助加算	退所後の利用者の生活問題に対する相談援助を行った場合	400円 (1回限り))
退所前連携加算	退所前に指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連絡調整を行った場合	500円 (1回限り)
栄養マネジメント加算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成し、実施及び評価を行った場合	14円 (1日につき)
経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合	28円 (180日を限度)
経口維持加算Ⅰ	著しい摂取障害がある方の経口摂取を維持するために栄養管理をした場合	400円 (1月につき)
経口維持加算Ⅱ	医師・歯科医師等が関わった場合	100円 (1月につき)

口腔衛生管理体制加算	歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る助言指導を行い、口腔ケアマネジメントに係る計画がされている場合	30円 (1月につき)
口腔衛生管理加算	歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上行った場合	110円 (1月につき)
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	18円 (1日につき)
看取り加算	(1) 看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合(死亡日以前4~30日)	144円 (1日につき)
	(2) 看取り介護の体制を整備し、施設内及び病院で死亡した場合(死亡日以前4~30日)	680円 (1日につき)
	(3) 看取り介護の体制を整備し、他施設内及び病院で死亡した場合(死亡日)	1,280円 (1日につき)
在宅復帰支援機能加算	利用者が在宅復帰する場合に相談援助を行った場合	10円 (1日につき)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症介護について一定の経験を有し、認知症ケアに関する会議等を定期的で開催している場合	3円 (1日につき)
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	上記要件を満たし、看護・介護職員の研修を実施している場合	4円 (1日につき)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅生活が困難な認知症高齢者等を緊急に受け入れた場合	200円(月7日 限度1日につき)
サービス提供加算	(Ⅰ) 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合	18円 (1日につき)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	夜勤帯に介護職員・看護職員を基準以上配置した場合	46円 (1日につき)
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇を改善するために、基本料金と各種加算の合計額の5.9%に相当する額の1割が自己負担の額となります。	

(3) 介護保険対象外費用

① 食費・居住費(1日につき)

世帯全員が市民税非課税や生活保護を受けている方の場合、居住費・食費の負担が減額されます。

利用者負担段階	居住費	食費
第1段階 ・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	300円
第2段階 ・市民税世帯非課税で年金収入と他の所得の合計が年額80万円以下	820円	390円
第3段階 ・市民税世帯非課税で利用者負担第2段階該当者以外	1,310円	650円
第4段階 ・上記以外 ※施設との契約により設定されます。	1,900円	1,380円